

京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において永年稀少で貴重な工芸品の製作に従事している店舗を推奨することにより、その振興及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「京の手しごと工芸品」とは、次の各号の要件に該当する工芸品をいう。

- (1) 製造工程の主要部分が手作業であること。
- (2) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (3) 京都府下において伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定を受けていないこと。
- (4) 京都府伝統工芸品指定要綱に基づく指定を受けていないこと。
- (5) 京都市内において100年以上製造されていること。

(推奨)

第3条 市長は、次の各号の要件に該当する店舗を推奨することができる。

- (1) 京都市内において創業して10年以上であること。
- (2) 京都市内で京の手しごと工芸品を製造していること。
- (3) 同じ種類の京の手しごと工芸品を製造している店舗が京都市内でごく少数であること。

(推奨の申請)

第4条 前条の規定による推奨の申請は、店舗が京の手しごと工芸品製造店舗推奨申請書(別記様式)を提出することにより行うものとする。

(表彰等)

第5条 市長、前条の規定による申請があった場合において、実地に調査したうえ、推奨を決定したときは、その旨を文書により店舗に通知する。

2 市長は、前項の通知を受けた店舗を表彰するとともに、当該店舗に認定盾を贈呈する。

(推奨の取消し)

第6条 市長は、推奨を受けた店舗に推奨の趣旨に反する行為があったときは、これを取り消すことができる。

2 市長は、推奨を受けた店舗が、第3条各号に定める要件を満たさなくなった場合は、これを取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附則 この要綱は平成14年12月20日から施行する。

附則 この要綱は平成17年10月15日から施行する。